

第 1 6 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 6 年 7 月 2 9 日（木） 午後 2 時 2 分～午後 4 時 9 分

【場 所】 吾北中央公民館 2 階大ホール

【出席者】

○協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	(欠席)中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	(欠席)隅田明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	(欠席)片岡幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	(欠席)佐藤廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	岡田 桂	川村 明人	

○幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

○事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	津野 加奈	

○監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

○高知県

市町村合併支援室
岡 里香

○傍聴人 3 人（うち報道関係 1 人）

【1 開会 午後2時2分】

○本山事務局長：第16回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【2 会長挨拶】

○会長：回を重ねて本日の協議会が16回となった。今日は一つの節目であり、一つの合併に対する通過点である日になった。今日お手元にコピーを配布させていただいているが、7月26日高知県議会の終了日に、伊野、吾北、本川をその区域を持って、ひらがなの「いの町」とする。「いの町」は吾川郡に属するといった決定書をいただいた。本当に委員の皆さま方の毎回毎回のご理解とご協力の賜物であるとあらためて深く感謝申し上げます。また、委員の皆さま方がそれぞれ所属している団体もあり、そういった団体の皆さま方にもご理解をいただき、本当にありがとうございます。

今日、知事から3人の首長が決定書をいただいております。その中で新しいいの町では「行政サービスを維持していきますよ、安全安心なまちづくりをしていきますよ、結果として県内では1番バッターとなったが、県のご指導を得ながら今後も新しいまちづくりを進めていきます。」といった答えをさせていただきました。行政サービスの維持、「保」という字は吾北村長の名前の「保」、「保喜」の「保」でございます。安全安心の「安」は、本川村長の「安夫」の「安」でございます。そして、県内で1番バッター、始でございますから、私が「始」でございます。そういったお答えをしながら、山に力を入れるといったコメントも少しさせていただきました。

これも皆さま方の真摯なご意見を参考にしながら、また皆さん方で決定をしていただいた賜物であると思います。今日は報告事項が3題ございますが、その一つは皆さん方に了承していただきたい意見がございますので、その議題にはいったらお願いをしたいと思います。

それでは、第16回の協議会を始めたいと思います。

【3 会議録署名委員の指名】

○会長：会議録署名委員の指名を行う。

長崎 譲君、岡林富男君を指名し、よろしくお願いする。

【4 議題】

○会長：本日の出席委員は、4名の方から欠席の届け出があり、39名中35名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

○議長：議題に移る旨宣告する。

《報告事項》

○議長：報告第16号 いの町の主な公の施設等の名称（案）についてを議題にする旨宣

告する。事務局からの説明を求める。

○北川計画班員：今回は特に住民の利用の多い主な施設につき、記載をしている。変更点について説明する。

旧町村名（伊野町・吾北村・本川村）を単純にひらがな「いの町」に置き換えるもの、例をあげると、1番の「いの町役場」、17番の「いの町立特別養護老人ホーム吾北荘」などがある。

その他は旧町村名が、ひらがな（いの町伊野・いの町吾北・いの町本川）となるもの、例をあげると、63番の「いの町立伊野公民館」、70番の「いの町立本川プラチナ交流センター」などがある。

その他は旧町村名から町村をのぞいたもの、例をあげると20番の「伊野サービスセンター」、77番の「吾北山村開発センター」などがある。

その他変更のあったものは、2、3番の「吾北村役場」「本川村役場」が「いの町吾北総合支所」「いの町本川総合支所」、4、5、6番の現在の伊野町の各支所が「出張所」、8、9番の吾北村、本川村の各教育委員会が「教育事務所」、28番の本川村国保診療所が「いの町立国民健康保険長沢診療所」などとなっている。

なお、45番の清水第一小学校については、今後地元の方との協議により変更になる可能性があることを申し添える。

○議長：事務局の説明に対しまして何かご質問はないか問う。

○浜田孝介：20番の伊野サービスセンター、これは漢字の「伊野」だが、ひらがなの「いの」にしたら、どこか違和感とか不都合が生じるのか問う。

○土居内計画班員：その下の21番で、吾北村の方に同じくサービスセンターがあり、施設によっては、3町村とも同じような類似の施設がある場合があるので、そうした場合には、漢字の「伊野」とかいう形で残している。

○議長：浜田委員よろしいか。

○浜田孝介：考え方はわかったが、私は個人的には「いの」としてもいいんじゃないかなあという感じを持っている。

○議長：他にないか問う。

○筒井幹夫：新町には追手前の吾北分校と伊野商業高校という2つの県立の高校があるが、その名前はどうか問う。

○議長：県立であるので、変わる必要がないのではないかと思う。高知県立追手前高校吾北分校、高知県立伊野商業高等学校なので、変わらないと思う。例えばいの町立伊野小学校といったものは残るので、県立の学校でひらがなの「いの」を使う部分は無いのではないだろうかと思う。

○中平一三：学校関係で、現在休校になっている学校については、名称の欄に上げられていないが、抹消されるということではないか問う。

○北川計画班員：今回の分については、休校になっていない分であるので、休校中の学校が抹消されるという意味ではない。

○議長：他にないか問う。

○委員：なしの声

○議長：質問なしと認め、「いの町の主な公の施設等の名称について」の報告を終了する旨宣告する。

○議長：報告第17号 いの町の行政組織（案）についてを議題にする旨宣告する。事務

局からの説明を求める。

○土居内計画班長：本日、ご報告させていただく行政組織（案）については、先月の協議会でご報告させていただいたものに追加、修正を加えたもので、前回、ご説明させていただいた事項については、割愛し、追加、修正の内容について、説明をさせていただきます。

資料6 ページ、(3) 総合支所長の位置づけ及び権限①総合支所長の位置づけの箇所を修正させていただいている。前回の報告では「総合支所の次長が、出納室の分室長を兼務する。」という形でご報告させていただいていたが、「総合支所長が、出納室の分室長を兼務する。」と修正している。これについては、出納室の分室長は、収入役が行うこととされている会計事務を補助する役割を担い、支出の確認事務などを行うことになるが、次長は、直接事業を実施する事業課の課長との兼務となるので、出納室の分室長としては、事業課の課長と兼務する次長よりも、総合支所の調整等として位置づけている総合支所長の方が適当ではないかということから修正したものである。

また、前回の報告では、「次長は、主管課の課長が兼務する」としていたが、「総合支所の課長が兼務する」と修正させていただいている。これについては、次長は、総合支所長とともに、議会等の対応を行うことになるため、主管課の課長である住民課の課長が兼務すると固定化をするより、「総合支所の課長が兼務する」とし固定化せず、その時点で、どの課長が次長を兼務するかということを決めた方が、適当ではないかという判断から修正したものである。

資料9 ページ、前回の報告では、本庁の各課に庶務係を置くということにしていたが、前回の協議会でのご意見の中で、全ての課に庶務係は、不要ではないかのご意見があったことを受け、見直しを行っている。本庁の11の課のうち、総務課、技術監理課、産業経済課、上下水道課については、支所の業務が多い、支所以外の業務でも庶務課で持っているので庶務係を残しているが、それ以外の7つの課については、庶務係を削除している。

また、見直しにより、建設課に、新たに用地係を置き、用地交渉の業務を行うということで予定をしている。また、環境課に環境保全係を置き、環境、公害、自然保護、狂犬病予防、墓地などの業務を行うことにしている。

その他、吾北総合支所、本川総合支所の組織機構については、前回の報告から修正はない。

次に、資料12 ページ、表の左側が、現行の3町村それぞれの課ごとの人員体制を、その右側が、合併後の、本庁、吾北総合支所、本川総合支所のそれぞれの課の人員体制についてお示ししている。比較欄は、現行の人員と合併後の人員を比較したもので、マイナスは、人員の減少を、プラスは、人員の増加を意味している。さらに、その右側には、それぞれの組織ごとに、増加する業務と減少する業務を記載している。増加する業務としては、「他の課から業務が移されて業務が増えるもの」と「総合支所から本庁に業務が集約されて業務が増えるもの」があり、減少する業務としては、「他の課に業務を移管して業務が減るもの」と「本庁又は他の総合支所に業務を集約して業務が減るもの」がある。

まず、吾北総合支所の人員について説明させていただく。吾北村では、4月1日現在で、86名の職員がいるが、合併後には、81名と、5名減少を予定している。

現在の86名の中には、協議会事務局への派遣職員2名を含んでいるので、実際の減少は3名となる。

まず、吾北総合支所の住民課では、他の課から、戸籍、住民記録、印鑑登録、国保、医療、国民年金、児童手当、入札などの業務が移管され、業務が増えるが、人事、財政、例規、税の賦課などの業務が本庁に集約され、業務が減ることになる。トータルで2名の減少となっているが、現人員の中には、合併協議会への派遣職員2名が含まれているので、実際には、増減のないことになる。

また、ほけん福祉課では、他の課に、戸籍、住民記録、印鑑登録、国保、医療、国民年金、児童手当など、主に住民課の方に移るが、こういった業務の移管をするとともに、本庁に、要介護認定、介護保険料の賦課などの業務を集約することになり、業務が減少する。このため、現在の18名から16名へと2名の人員を減少するよう考えている。

また、出納室分室については、本庁に、支出の確認の業務の一部や決算、給与の支払などを移管し、業務が減少するため、1名減少するよう予定している。

議会事務局については、本庁のみの業務となるので、現在の人員1名が減少となる。

次に、本川総合支所の人員について、本川村では、4月1日現在で、47名の職員がおり、合併後には、43名と、4名が減少するよう予定している。現在の43名の中には、合併協議会事務局への派遣職員2名を含んでいるので、実際の減少は2名となる。

まず、本川総合支所の住民課では他の課から、戸籍、医療、児童手当などの業務が移管され、業務が増えるが、人事、財政、例規、税の賦課など業務が本庁に集約され、業務が減る。これにより、1名の増となるということで予定をしている。

産業建設課では、商工観光や地域づくりなどの企画課の業務や簡易水道などの保健福祉課の業務を移管されることになるため、現在の7名を10名に3名増員するよう予定している。

また、ほけん福祉課では、他の課に、国保、医療、児童手当などの業務を移管するとともに、本庁に、要介護認定、介護保険料の賦課などの業務を集約することになり、業務が減少するので、現在の16名を14名に2名の人員を減少するよう予定している。

出納室分室については、本庁に、支払い確認の一部や決算などの事務を移管し、業務が減少するため、1名減少するよう予定している。

議会事務局については、本庁のみの業務となるので、現在の人員1名が減少となる。

次に表の上の本庁の人員につき説明させていただく。伊野町では、4月1日現在で、215名の職員がおるが、合併後には、224名と、9名が増加するよう予定している。先ほど、ご説明させていただいた、吾北で削減する人員の5名と本川で削減する人員4名の9名が本庁で増えることになる。

現在の215名の中には、合併協議会事務局への派遣職員2名を含んでいるので、実際には、派遣職員の2名を加えて11名の人員の増加となる。

現在の総務課から統計、振興計画、広報広聴などの業務を新たに設置する企画課に移管し、業務が減少するが、総合支所の人事、財政、例規などの業務が本庁

の総務課に集約されることにより、業務が増加する。現在の15名から11名と4名の減少を予定している。

また、総務課から独立する企画課については、5名の体制で立ち上げを行うよう考えている。ちなみに、総務課と企画課を併せた人員では、比較の欄で、1名増加という形になっているが、現在の人員には、合併協議会への派遣職員2名を含んでいるので、実質的には3名増加となる。

次に、税務課は、各総合支所から、税などの賦課の業務が集約され、業務が増加することになるので、12名から13名へと1名の人員の増加を予定している。

また、福祉課については、新たに設置する「ほけん課」に業務が移管し減少するが、保育料の賦課や県などへの書類の進達などの総合支所の業務の中から業務が増えるということになる。現在の58名から49名と9名の減少を予定している。また、ほけん福祉課から独立します「ほけん課」は、11名体制で、ほけん福祉課として行ってきた保健衛生、介護保険の業務を行うとともに、健康づくりの業務を強化していく。ちなみに、福祉課とほけん課を併せた人員では、2名増加するよう考えている。

また、環境課については、環境上下水道課から下水道などの業務を新たに設置する「上下水道課」に移管し業務が減少するが、総合支所の簡易水道の賦課などの業務が本庁に集約される。現在の8名から5名と3名の減少を予定している。

また、環境上下水道課から独立する「上水道課」は、4名体制で立ち上げるよう考えている。ちなみに、環境課と上水道課を併せた人員では、1名増加するよう予定をしている。

また、教育委員会では、33名から34名へと1名の増加を予定している。本庁には、総合支所から委員会業務が移管されるとともに、委員会事務局から公民館に社会教育業務を、移管するよう考えている。

以上が10月1日における人員体制の概要で、この案は、現時点での、本庁と総合支所との業務分担なども踏まえて作成したものであるが、合併後の事務の負担や、本庁と総合支所の業務分担の見直しなどの状況を踏まえて、平成17年4月に見直しを行いたいと考えている。なお、それまでの間、どうしても、業務が集中し、対応できない部署があれば、12月での微調整も行わなければならないと考えている。

資料7ページ、4 決裁権限についてご説明させていただく。現在、収入、支出に関する決裁権限については、伊野町と吾北村は、同じ権限となっており、本川村では、これより、決裁権限が少ない傾向にある。

合併後は、組織が大きくなるし、できるだけ総合支所において決裁が完結できるように、所属長の権限を増やすよう考えている。

表中のかっこの中の金額は、現在の伊野町及び吾北村の専決の金額で、助役の決裁権限については、食糧費と交際費以外の歳入歳出の専決の額を、現在の300万円未満から1,000万円未満に増やすよう考えている。同じく、所属長等の権限を、30万円から100万円に増やすよう考えている。

出納業務については、本庁に出納室長を、総合支所に出納室分室長を置くことにしているが、専決権限については、所属長と同額と同額の権限を持たすよう考えている。

また、現時点における想定での総合支所の決裁の流れについては、100万円未満の扶助費の支出を想定した場合、支出負担行為の段階では、担当者が起案し、上司及び担当課長の決裁を受け、出納分室長に協議を行うことになる。次に、支出の段階では、担当者が起案し、上司及び担当課長の決裁を受け、出納分室長に支出書類の確認を受けた後に、本庁に送付し、収入役の支出決定を受け、支払いを行うことになる。

また、100万円以上の想定としては、担当課長の決裁を受けた後に、次長及び総合支所長の合議を受け、財政担当課の総務課長の合議を受けた後に、助役の決裁、収入役に協議を行うことになる。

次に、支出命令の段階では、支出負担行為の際と同様の決裁の流れになるが、支出の段階では、財政担当課の総務課長の合議が不要ということになる。

なお、助役の決裁権限は、1,000万円未満としているので、1,000万円を超える場合には、助役の決裁の後に、町長の決裁が必要ということになる。

また、本庁においては、県・国に対する、補助金、報告書、進達などの取りまとめを行うとういうことも必要となってくるので、総合支所と本庁の所属長の協議により、総合支所が発する決裁文書について、本庁の事業担当課長の合議が必要なものを決めていくよう考えている。

なお、この所属長の専決の金額を、100万円未満に引き上げた場合、平成15年度における支出書類からみると、3町村の合計で人件費を除く書類が全体で33,800件あり、このうち所属長の権限で決裁が行える件数が、32,803と、全体の支払処理の中で97%の支出書類が、総合支所の所属長の決裁で終わるとい形になる。また、支払の書類以外の各所属長の個別の権限についても、現状よりも、権限を持たすよう、個別の検討を行っている。

5の委員会等に対する事務委任については、教育委員会においては、現在の60万円未満を200万円未満に、議会事務長や選挙管理委員会書記長などについては、現在の30万円未満を所属長と同じく100万円未満としている。

以上、現時点において3町村で協議し、まとめた行政組織（案）につきご報告させていただきます。

○議長：事務局の説明に対して何か質問はないか問う。

○浜田孝介：11ページの教育委員会関係の組織で、本庁においては学校教育と社会教育という二つの課に組織を編成して、それぞれの課の中に分掌事項が掲げられている。それで、吾北教育事務所については、学校教育、社会教育それぞれの係のほかに公民館、いわゆる社会教育の範疇である。それと幼稚園、小学校、中学校、これは学校教育係の範疇なんだけれども、あえて学校教育、社会教育のほかに公民館、もう一つ幼稚園、小学校、中学校という組織を作らねばならない必然性は何か、お教えいただきたいと思う。お尋ねする根拠は、私は組織はできるだけ簡素なものを作っておいたらいいと思う。その中で業務分掌事項に沿ったものは、その組織の中で消化すればいいことであって、学校教育、社会教育、この二つの体系で、組織上はこと足りるのではないかという考えをもっているので、お尋ねをする。

同じように本川教育事務所についても学校教育係、社会教育係、この他に小学校、中学校という、これは学校教育関係の業務だと思うが、これを包括して、それぞ

れ二つの係に簡素化すべきじゃないかと考えるわけだが、このように公民館、幼稚園、小学校、中学校というふうに組織を増やしている理由をお聞かせいただきたいと思う。あるいは、統合して組織を統合できないのか、それをお尋ねする。

○土居内計画班長：組織図の作り方にもなってくると思うが、基本的な図の作り方については、例えば保育園であれば園長さんが、公民館であれば館長さんがいらっしゃる。そういった外部の組織で長がいる組織については、こういう組織の図の作り方の中で表記をさせていただくような形で作っている。實際上これを統合することになると園自体を統合するというふうな形になろうと思うので、園を置いて実際に外の機関として運営をされているものについては図の作り方として表記をする作り方をしている。

○浜田孝介：組織の表記の仕方自身にも問題があるのではないかと。本庁においても公民館があるが、公民館長がいるから公民館という形になっているのか。そうじゃなしに本庁においては社会教育という教育体系の一つである、その中に体育館、図書館その他公民館という業務があるという組織になって表記されているのではないかと。そういう観点からすれば、吾北教育事務所、あるいは本川教育事務所においても、長がいるから組織図をこうするのではなくして、やはりそれは学校教育係、社会教育係、この二つの中に内容を包括すべきでないか。組織の表示においてもその方が、自主的に簡素化される表示になるのではないかと。

○議長：午後２時４０分に、暫時休憩する旨宣告

○議長：午後２時５７分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

○土居内計画班長：先ほどご質問のあったことについては、再度持ち帰り教育委員会と協議をさせていただき、次回にご報告をさせていただきたいと思う。

○議長：ただ今、事務局から説明があった吾北教育事務所、本川教育事務所の公民館、幼稚園、小・中学校については、再度教育委員会と協議をし、次回の報告事項とさせていただきたいと思う。他に質問はないか問う。

○伊東尚毅：行政組織の機構図の本庁の方だが、現行は１１で、新しいいの町の方は８ということ、それでまた、今度１１に戻すというふうな案だが、本川と吾北については、２吾北は減って、本川１減ってということだが、人も増えたり減ったりということだが、新しいいの町については人も増えるし、課も増えると、それだけ忙しいということになるかと思うが、前にも話もあったが、効率化とかスリム化については、どうもそんなに図られていないのではないかとこのあたりはどうか問う。

○土居内計画班長：合併後の効率化については、職員の数、財政計画の中でも１０年間で４０人近い職員を削減をするといった計画を立てさせていただいているが、具体的には、新しい町になって職員の削減目標を定めながら実行していくということになるかと思う。そういった意味で、行政のスリム化、効率化という意味では、合併をして新しい町になることにより削減が実行されていくというように考えている。課の数の増については、先般からご説明させていただきましたように、従前、課がもともとあった部分、例えば環境上下水道課については、もともと水道課という課が独立してあったものが、合併を目前として課長級の退職に伴って課を統合したと

いう経緯もある。それから企画課についても同様に伊野町において従前からあったものを統合させていただくものである。ほけん福祉課については、権限委譲に伴って福祉の分野で業務が集中をしているので、そういった意味から現在のほけん福祉課を「ほけん課」と「福祉課」という二つの課に分離をするという考え方である。これらのかの分離、増える部分については総合支所の業務が、本庁に多くの業務が集約をされる部分もあるし、やはり合併後の新しいまちづくりを推進をさせていくというふうな意味から、きちっとした組織の中で推進をしていく必要があるということで、3町村の協議の上で現在の組織案ということにさせていただいている。

○伊東尚毅：最初から人を増やす理由も先ほどお伺いしたのでわかるが、最低限度の人数はこれということで、合併して1年くらいやってみてこれではいけないと、人を増やさないかんとということで、人を増やすということにはならないか。

○議長：先ほど事務局が説明したとおり、いったん10月1日で、この体制で行っていて次回、来年の4月1日にそれぞれの業務の量を見ながら再編をする、それまでに例えば、吾北、本川の建設課の業務が膨大であって人が足りないという実態が出てきた時には、12月1日に急遽微調整をする、といったところである。

他に質問はないか問う。

○長崎 譲：この人員体制で十分かと、ちょっと不安にも思う。端的に言うと、本川がマイナス4名、人員が減ると、吾北がマイナス5名減って81名、それから伊野が9名増えて、215が224と、総合計が348名ということになっているが、それで当分、10月1日からこの体制でいくと、それで、その次の年の3月に退職者が出てくると、それを見通して来年の4月の人事異動である程度の体制の強化というか、充実というか、そういうふうな取り組み方をしていくということか。

○議長：そういうことである。

○長崎 譲：例えば、直感的に感じることだが、合併した当初はできるだけ人員を異動もさせずに現行の体制でやっていって、それから様子を見て、来年の定期異動で充実した即戦力の体制をこしらえるということか。

○議長：10月1日に、大幅な人事異動を行った場合、それぞれの現自治体が混乱を招くと思われる。例えば住民との顔との行政、顔と顔との行政といったものもある。ただ、行政のスリム化を図りながら頭脳集団といったものも、そういったものも企画力を高める人員配置もしなければいけないので、そこの分野を若干して6ヶ月間、様子を見て、業務量も、例えば本川の人は伊野の業務量なり、業務の裁き方、どれくらいあるのかないのか、行政能力があるのかないのか、そこの判断をしていくべきであると考えている。だから6ヶ月間は少し猶予がないとお互いに違った行政政策のもとに動いているので、少しは期間がないとできないのではないかと思う。

○浜田孝介：12ページ、人員体制(案)についてお尋ねする。3町村348名ということで、トータルは変わらないが、業務を進めたり、人事を考えたりする場合には、この348名の対象者だけじゃなしに、実際には臨時の職員さんがいるわけで、今後、この職員もいろいろ人件費その他、あるいは能力の問題も含めて考慮していく必要があると思う。そういう観点からして、現行のこの資料でしたら16年4月1日現在、この時点における伊野、吾北、本川の臨時職員の数はいくらになっているのかお教えいただきたいと思う。

○土居内計画班長：給食とかの部分を除いての事務補助の臨時職員としては、3町村の合

計で現在23名いらっしゃる。

- 浜田孝介：臨時の方で、事務補助以外には何があるか。
- 議長：産休、育児休暇の職員が休んでいる間の臨時職員。
- 浜田孝介：要するに何らかの事情で正規の職員が正当な理由で欠落した時に、それを埋める人がおると、それを除いて23人、その人なんかをカウントせずに23名の臨時がいるということですね。それを町村別に教えてください。
- 岡林総務課長(伊野町)：この23名は、事務補助に雇用している職員で、それ以外の臨時職員というのは保育の保育士、幼稚園の教諭、調理員、介護員、そういう職種に臨時職員がいるが、その臨時職員数は除いている。
- 議長：すみません。私が間違っていたようです。
- 浜田孝介：この348人に対応する、この仕事に対応する臨時の職員が何人いるか教えていただきたいと思う。その内、産休とかその他で代替している方は除いていただいて結構である。それ以外の方で、保育士とか、調理とか必要ないので、この348人に対応する業務に携わる臨時職員が何名いるか、町村ごとにできたら教えていただきたい、こういう質問である。
- 岡林総務課長(伊野町)：伊野町の場合、常雇の臨時職員が約90名、それは、保育士とか、先ほど言いましたそういう方々です。
23名の内訳は、伊野町15名、吾北6名、本川2名です。
- 議長：浜田委員よろしいか。
- 浜田孝介：了承
- 議長：他に質問はないか問う。
- 委員：なしの声
- 議長：質問なしと認め、「いの町の行政組織について」の報告を終わる旨、宣告する。
- 議長：報告第18号 いの町の特別職報酬等についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。
- 氏原事務局次長：17ページ、この協議会において、協定項目7及び8、11の協定項目の中で「議会議員の報酬等は、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。」という協議をいただいている。また、「農業委員会委員の報酬は日額報酬を基本として、合併までに調整をする。」といった内容の協議をいただいている。そして、なお特別職の報酬等については、3町村それぞれの特別職報酬等審議会の意見をお聴きして決定するという意思の決定をいただいていた。そういったことに基づき、平成16年7月14日に3町村それぞれの特別職報酬等審議会委員による特別職報酬等審議会合同懇談会を開催した。その中で委員の皆様方にお手元の資料19ページ以下の参考資料に基づき3町村の現況、及び同規模自治体の状況並びに事務局案を説明させていただいた後、委員の皆様方からそれぞれ全員のご意見をお伺いしている。
その結果、合同懇談会委員意見集約としては、事務局案が適当であるという意見になっている。27ページ以降にそれぞれの事務局案を掲げている。この報酬案は現況の伊野町のもので報酬の案をあげさせていただいていた。そういったものをご呈示し、委員の皆さんのご意見をお聴きしたところ、17ページの意見集約ということで、「事務局案が適当である。」という意見の主なものを記載してある。(意見を読み上げる)参考として、報酬を上げた方が良いという少数意見や下げた

方がよいという少数意見もでていた。

そういったことも鑑み、今回特別職報酬等について、調整方針を別添27ページ以下に掲げている案で、事務局として報告させていただき皆さん方にご協議、ご検討いただきたいというふうに思うので、よろしく願います。

- 議長：この特別職の報酬等については本来ならば、報酬等審議委員会が決定すべきところであるが、10月1日の額を今の審議会委員が決定できないといった面がある。現在の審議会の委員さんに話をしてこれが適当であるといった額が、27ページ以降の調整方針案できているところである。つまり、10月1日の条例はそれ以前に作っていかなくてはならないといった課題がある。その中で特別職報酬等審議会の拘束力もないとなれば、できればこの協議会でこれで一旦は走れといったご決定をいただきたい。だから報告でなく少しここで審議をしながらご決定をいただきたいといった思いがある。この調整方針案について何かご意見がないか問う。
- 浜田孝介：議員報酬について、お尋ねをする。議員の任期の特例を使って議員は延長するわけだが、その間は従来のそれぞれの町村の報酬で行くべきだという意見があったわけで、少なくとも私はそのような主張をしたわけだが、伊野の議員の中にもそういう主張が結構あった。そういうことについて事務局はどのような議論をされ、それについてどのような問題点とかあって、事務局は現行伊野町の議員報酬を事務局の案として提示されたのか、その辺の経過をご説明いただきたいと思う。
- 本山事務局長：7月14日の3町村の特別職報酬等審議会委員さんの合同懇談会の席で合併協議会の委員さんの中からも、3町村それぞれの委員報酬でという意見もある、そのことも含めて議論をいただきたい、ご意見をいただきたいというご提案をさせていただいたが、特別職報酬等審議会委員さん3町村とも、やはり新しい町の一体性を考えたときには、同じ報酬であった方がいいという意見があって、それぞれの町村の報酬でいいという意見は、どなたからも出なかったので、事務局としては一つの町であるので一つの報酬でという調整案を出ささせていただいた。
- 浜田孝介：もしこんな議論がなされたとしたらお聞かせいただきたいが、一つの町になるので一つの報酬がいいという結論になったそうだが、どうしてその一つがいいという議論はされたのか。
- 本山事務局長：議論の中で、日本にも一箇所そういう制度をとったところがある。静岡市と清水市が合併をしたときに清水市は清水市の報酬、静岡市は静岡市の報酬ということで出発したが、その後新しい首長が当選された後に、すでに一つの議員報酬に統一されている。そしてまた、一つの市の中に2つの制度ということについて総務省の方からも適当でないという指導も含まれていたということも含めて議論はしている。
- 西川かず子：この特別職の報酬等についての審議会の意見だが、かなり厳しい意見もあるが、最終的には事務局の案ということになっているが、この事務局員の構成は、どのような構成で意見を出したかということをお聞かせ願いたいと思う。
- 本山事務局長：3町村それぞれ会長さんをご推薦いただいて、会長さんが議長さんになってというふうに考えていたが、やはり別々の意見が出ると統制が取れないとい

うことで合併協議会の事務局が司会して各委員さんのご意見をお伺いしたという
会合の進め方をした。

- 西川かず子：そうすると3町村の課長が、この事務局案をお決めになったということか。
- 本山事務局長：各町村で、全部の委員さんが、19名の委員さんからそれぞれ1人1人
のご意見をお伺いして、その中で一番事務局案がいいという意見をいただいたの
で、今回事務局案で出させていただいた。事務局案を作ったのは、合併協議会の
事務局と3町村の総務課長とで話をしながら作った。
- 西川かず子：この審議委員の方々のご意見をずっと見ているが、協議会の委員の方も審
議委員になっておられたか、おられないかよくわからない。19名とおっしゃっ
た内訳はどうなっておられたか。
- 本山事務局長：伊野町10名、吾北村5名、本川村4名である。
- 西川かず子：伊野町10名、吾北村5名、本川村4名で、かなりの意見が出されている
が、私は、これは報告であるので決定権はないかとは思いますが、少し意見を延べさ
せていただく。

7月13日に、県議会の開会もあり、その席上で橋本知事は、声を大にして財政
の危機ということを宣言をいたしている。また、その場で県が担ってきたサービス
や体制をそのまま受け継いだならば数年の内に、財政の再建団体に転落すると、こ
ういうことも述べられている。

市町村合併の県下第1号として、今日お昼のニュースでも決定書を3町村の首長
がお受けになっておられたが、これは県下的にも模範を示すという意味で私はこれ
から大変な事態になっていくのではないかと思う。この特別職等の報酬等について
は、事務局案に審議委員からも諸々の意見は出たけれども、それに託したというよ
うなことになっているけれども、先ほど浜田委員がおっしゃったように来年の5月
までは特例を履行する。その8ヶ月間について、私は住民の方々にご理解をいただ
けるような線で1歩を踏み出す方がよいのではないかと思う。17年の6月1日か
らは議員も24名になるので、これはきちっとした報酬もお決めになって、すばら
しいスタートをしていただきたいわけであるが、この8ヶ月間については、住民が
なるほどというスタートを私はきっていただいた方がよいと思う。私も主婦の立場
から皆さんにお聞きするが、台所は火の車である。本当に厳しい経済状態になって
いるので、議員さんの皆さんは一つ襟を正していただいて、この報酬は特に、9月
議会も9月早々に開かれるようであるので、かなり住民側に立って論議をしてい
ただきたいと、このように思うわけである。

1案として、議員の報酬であるが、伊野町が214,000円、吾北村が168,
000円、本川村が165,000円となっている。私は、公平公正な立場からこ
れを足して3で割るということならば、非常に住民の方々もなるほどと納得をする
のではないかと思う。少し伊野町の議員の方々はダウンになるが、吾北村、本川村
はアップにつながっていく。議長、副議長は1人なのでたいしたことはないとおっ
しゃられっるかもわからないが、41名中、誰が議長、副議長になるかわからない
けれども、伊野町の場合は305,000円、吾北村は241,000円、本川村
が239,000円の議長手当を、これも同じく3町村を足して3で割るというこ
とで、伊野町は305,000円のところが262,000円になるけれども、吾
北村、本川村はアップになる。

そういう意味で、これはここでどうこうという結論は出せないが、どうか塩田町長も住民に視点を合わすということから、この合併がスムーズに歩む意味からも、ぜひ公正公平という立場から、この報酬というものをお決めになっていただきたいと、特にお願いをしたいわけである。

- 議長：10月1日には、特別職報酬等審議会も新たに編成されるので貴重なご意見として、審議会の方には報告をさせていただきます。他にご意見はないか問う。
- 曾我部義晴：この報酬の関係にはいる前に、ちょっと話がそれるが、伊野町の総務課長にお聞きしたい。町長選挙の告示は10月のいつ頃になるか問う。
- 議長：まだわかっていない。10月1日から50日以内であって、今の選挙管理委員会では決定できない。新しい選挙管理委員会は10月1日に組織するが、事務的にはなかなか早くできない。10月末か11月の初めくらいになるのではないかと予測はしている。
- 曾我部義晴：議会の組織議会は10月にはいつから直ちに開催しなければならないのではないかと思うが、その辺は議会の事務局の方で検討されると思うが。
- 議長：10月1日から1週間以内に組織といったものを議会事務局は今考えているところである。
- 曾我部義晴：この特別職の報酬等だが、この条例の公布は先になると思うが、適用は10月1日に遡ってできるですね。
- 議長：今、条例を作って10月1日に行わなければならない。つまり10月1日に職務執行代理者が全て専決をするという条項になる。
- 曾我部義晴：先ほど会長が話されておったことはそういうことだったのか。今やっておいて、10月1日になって職務代理者が、この条例を公布するということになるのか。
- 議長：そういうことになる。
- 曾我部義晴：条例では議会の審議はないか問う。
- 議長：それが合併協議会であって、現在の特別職の報酬等審議会の委員の意見ということになっている。
- 岡林総務課長：一応、条例は議会の議決事項であるので、今の議員さんを集めて8月16日に新しい町の条例を専決させていただくということで、条例の説明をさせていただくようにしている。議員さんにはこれで条例を専決させていただきたいという意向をお話しし、その上で10月1日に職務執行者が専決をするというふうな段取りになるかと思う。
- 曾我部義晴：今までこの委員会は何回か開かれてきたが、そういう話は一切聞いていないが、やはり自分たちが考えたら10月1日以降に、その条例が提案されて、議会で審議されて決定されることが一つの条例の本筋ではないかと私は思っていた。
- 議長：3つの町村が一緒になっているので、それぞれの議会が議決してもなかなかできないので、だからこの合併協議会というのが、かなり重みを持っているという組織である。ただ、それぞれの議会の議員さんが、10月1日に41名の議員さんができる訳なので、職務執行代理者が専決するにしても議員さんにはその前に説明をしておくといった手順を行うというのが事務局の案である。
- 曾我部義晴：こういう話については早くから教えてもらっていたら混乱することはなかったと思うのだが、その辺がはっきりしなかったので、自分で判断して物事を順

番に考えてきたわけで、この特別職の報酬等の審議会の話し合いということで出ているが、この辺は私は伊野の町長の報酬は低いと思う。なぜならば平成12年の国勢調査の人口では、伊野町が24,612人、吾北村が3,358人、本川村が759人で、合計28,729人、それに対して面積は、伊野町が100.58㎢、吾北村が161.43㎢、本川村が208.7㎢、合計すると470.71㎢となる。今の伊野町の4.6倍となる。この中には今の町村道、農道、林道、生活道、そして国道33号線と194号線が通っている。自然災害の場合、私の村では、昭和51年の第5号台風で道路網が寸断されて、生活必要物資をヘリコプターが本川中学校の方へ送ってきた。その時住民は、ほとんど奉仕で194号線を昼夜を問わず土砂を撤去した。国道については、国、県管理ではあるけれどもこういう広い範囲を管理をしていかなければならない。町長が全責任を持ってやっていかないとと思う。

それでこのいただいた資料を見ると、高知県の町村長の中では、土佐山田町は人口が伊野町よりだいぶ少ないが、報酬は15,000円くらい上である。そして、全国的な同規模の自治体の特別職の報酬等を見てみると、24ページにあるが、最高が920,000円、最低が732,000円、平均が832,000円、伊野町の人口と比例してどうだろうかと思ったが、伊野町長の給料を上げるべきだと考える。

こういうことからして、議員さんについては先ほどもお話があったが、吾北村の議員さんが168,000円、伊野町へ合わすと46,000円ほど多くなる。本川村が165,000円で伊野町へ合わすと49,000円ほど増額になるが、これは市町村合併特例法の中で議員については3つの選択肢があった。それで、私は伊野町へ合わすことはやむを得ないのではないかと思う。そしてまた、伊野町は伊野町、吾北は吾北、本川は本川の今の報酬でやっていくというのは、一つに自治体の中で議会の議員の報酬が3ランクにわかれるというのはおかしいと思う。

この辺、報酬審議会においては、人口とか面積とか十分に考慮されて、判断されて、こういう数字が出てきたのか少し疑問に思う点がある。

○本山事務局長：この会場の中の委員さんの中からも、特別職等報酬審議会の委員さんも出ていただいたが、曾我部さんの意見のように、上げるべしという意見もあった。しかし、今の社会状況の中で、リストラとかそういうことが往々に起きている中で、合併をしたからといって引き上げるのはいかがなものかという意見も数あった。全体の空気としては、やはり現状維持で行く方が一番ベターではないかというふうに受け止めたので、伊野町の現在の額を維持ということでご提案をさせていただいている。

○曾我部義晴：町長の報酬については、十分に審議をされて、そして、来年の5月31日で議員の任期が終わって、6月の議会に議会議員の報酬を検討しなければならないものであるならば、そういうことでやられたらどうか。

○議長：先ほども西川委員からご意見をいただいた。曾我部委員のご意見も承ったので10月1日に発足する、特別職の報酬等審議会委員にその意見を伝えたいと思う。その時に新たな審議委員さんがどういうふうに判断をして事務局に資料の提出を求めるのか、そこで一つ判断をしたいと思う。ご意見として承る。

○曾我部義晴：私は特別職の報酬等審議会でご検討されたものを覆すような発言はできない

訳なので、実際、協議会へこういう議案が出てきたから発言しているだけの問題であって、先ほど申し上げておったように専決処分でやられるというようなことは思ってもなかったの、後は、首長が条例を提案して議会は十分に審議をして決定をしていくと、これが本来の自治としての姿じゃないかと思っていたが、不勉強でいないことを申し上げて、誠に申し訳ない。

○議長：他にご意見はないか問う。

○浜田孝介：特別職の報酬等については、専決するということではあるが、専決する方法しかないのか。終わった後で、条例を新しい議会で作って遡ってやるという手はあるのではないか。それは禁じられているか。

○本山事務局長：事務局としては、合併協議会の協定書に基づいて皆さんからご審議をいただきましたように、7項目目で議会議員の定数及び任期の取扱いのところ、「議会議員の報酬等は、同規模の自治体の例を基に合併までに調整をする」という方針が定められている。そして条例等については、12項目目で「条例規則等は合併協議会で同意を得た調整方針等に基づき次の区分により調整をする。(1)合併時に職務執行者の専決処分、或いは職権により即時制定し施行するもの。(2)一定の地域に暫定的に施行するもの。(3)合併後逐次制定し施行するもの。」の3つのおりで行くという説明をし、皆さんのご同意を得ているので、この方針に基づいて調整をしてきたので、やろうとするならば(2)の一定の地域に暫定に施行するものというやり方でやれば、3町村のそれぞれの議員報酬ということになる。7番の方で、合併までに調整をするという方針で行けば、協議会の方でご決定いただいて10月1日に職務執行者が専決処分をすると、条例を公布するというやり方でないといけないと考えている。

○議長：浜田委員よろしいか。

○浜田孝介：了承

○議長：他に質問はないか問う。

○曾我部義晴：他の条例についてはどうか問う。

○本山事務局長：8月16日に3町村の議会に対して、全条例を説明させていただく。8月26日に合併協議会を開催して、皆さんに全条例をご説明したいというふうに考えている。8月26日の日に、この条例は専決処分で、この条例は暫定で、この条例は合併後逐次議論をして定めていくという区分をしてお示しをさせていただく。

○議長：そこで説明をして選択肢はあるのか。

○本山事務局長：9月30日で町村は消滅をするので、新しい町の条例を旧の町村で作るということは法的にできない。しかし、新しい町のことを旧の町村で決めておかないとどうしてもいけないということが、この合併協議会ということになるので、この合併協議会で協議をして、それで決められた方針に基づいて条例が決まって、それを一般に告示をすることによって、議会の議決と同様の権利が発生するという考え方なので、皆さんに条例内容等については、調整方針に基づいて調整したものをお示しするので、基本的にはその条例を変えたら、協定内容が変わるということになるかと思う。十分説明をしたいと考えている。

○議長：今までこの協議会でずっと積み上げてきたことを事務局は事務局でやっている訳なので、その分を10月1日はいけない、後にするというのはご勘弁願いたいと

思う。合併までに調整をするということで全員の同意を得てずっとやってきている項目もあるし、合併後調整をするという項目もある。そこが条例がかかってくる部分については、専決であり、新しい議会ができてそこで決定するの違いだと思う。ご理解を願いたい。

合併前に調整をするというのは、お話しするが合併後調整をするという項目については、この合併協議会の委員さんにはお知らせをしないのか、事務局に問う。

○本山事務局長：合併までに調整をするというものについては、8月26日ないし9月の当初に協議会を開く予定をしているので、その分で全部お示しをする。合併後調整をするということについては、ある一定の調整方針、こういうような調整の方針で合併後に調整をしていくというものをお示しをしていきたいというふうに考えている。協議会の皆さん方に今まで協定をして、話し合いをしていただいたことの内容を含めた条例もお示しをしたいというふうに考えている。話し合いをしていただいたこと、決めていただいたことを基に条例調整をしてあるので、それが10月1日に職務執行者の専決処分で公布がされる。新しい議会が組織されて、その条例を改正するという事は、新しい議会が考えることであるので、古い消滅する前の町村で、新しい条例はできないので、協議会によって作ったものが新しい町の条例で公布されて生きていくということになる。

○北川一海：ただ今議題に供されているいの町特別職の報酬につきご議論いただいているわけだが、聞いていると事務局案についてということだが、せっかくの会であるのでそれについて意見があればということでだんだんの方のご意見があったと思うのだが、私は少なくとも新しいいの町という形でスタートする以上は、議員に格段の差があってはおかしいと思う。というのは、いの町は一つである。本川、吾北、伊野というものは消滅して、新しいいの町が誕生する訳なので、その首長なり、或いは特別職なりその他全ての報酬についてはこれに格差があってはおかしい。また格差がないような仕事をしていただかなければならない。私はそのように思う。そういうことで、私は事務局案という説明であるが、調整案に賛成をするものである。

○長崎 譲：今、だんだんのご意見が出されたが、これは正規の特別職の報酬等審議会ではなしに、懇談会の形でご意見を承っている。それで正規の特別職等報酬審議員会は、新しい町長ができて、それで新しい町長が人選をして、新しい特別職等報酬審議会の審議委員というものがでてきて、そこで検討すると、こういうことですわね。あくまでも今話をされていることは、参考的に聞きますよということか問う。

○議長：10月1日には、この額でいくということである。新しい議会ができて、審議会ができて、この額について審議しなさいということになれば、11月でも12月でもするという事である。

○長崎 譲：北川委員からご意見が出されていたが、やっぱり合併をする以上は、伊野の議員がいくら、吾北の議員がいくらというようなことはおかしい。やっぱり統一すべきである。それからまた今、国会議員が年金を納めない議員がいるということで、政治不信というか、国民が政治にそっぽを向いている。だから大変厳しい目で、特別職に限らず、議会にも目がいつているというように思う。新しい町にふさわしい特別職の方が選ばれると思うし、また新しい町の前途を担って新しい

議員さんが十分腕をふるうてくれると、私はそう信じている。だから、今の町長の歳費はだいたい安い。これはぼくが議員をやっている時からそうだが、徳島、愛媛、香川とかの議員歳費は高い。その代わり片手間にやっていない。専門職というか議員職へも身を呈してそれぞれがやられている。今、吾北も本川も伊野もそんな議員さんばかりと思うが、議員もそれなりの報酬はやっていいと思う。ただ、それなりの仕事はしてほしい。

もう一つ言いたいのは、先ほど事務局も言われていたが、年次計画の中で職員数を減らしていくと、その代わりその質は高めていくと、これは職員にそういうような厳しい人員削減を強いながら、自分たちがのほほんとするようなことではいけないので、そこな辺も十分考えていただいて、議員も特別職もそれなりの報酬をいただくと、私はそれでいいと思う。

○議長：他にご意見はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：なしと認める。報告であるが10月1日の、いわば暫定的なものでやらせていただくということでご了承を願いたいと思う。

○委員：異議なしの声

○議長：異議なしと認め、「いの町の特別職報酬等について」の報告を終わる旨宣告する。

《その他》

○議長：「その他」について、事務局から説明を求める。

○別役総務班長：その他として、2点、報告とお知らせをさせていただく。まず、16年度の事業計画の中で皆さまにご承認いただいていた3町村の住民交流事業について、5月2日と15日の二日間にわたり「新町“いの”探検バスツアー」、それから7月22～23日にかけて、3町村の小学校5～6年生を対象とした「いの一番探検隊」について、それぞれ地域の皆さま方のご協力を得られ、無事終わりましたことをご報告する。

それから、今後の協議会開催の予定について、次回8月26日の木曜日、場所は本川村の予定であったが、会場の都合で吾北村の会場を予定している。最終協議会を9月17日の金曜日、場所は伊野町で予定している。時間等詳細については、後日お知らせさせていただくが、日程調整のほどよろしく願う。

○議長：何かご質問はないか問う。

○曾我部義晴：次の会の内容はどのようなことか問う。

○別役総務班長：今までに調整してきたことのご報告と、条例についてのご報告を予定している。

○曾我部義晴：8月26日で、この会が最後となるか。

○別役総務班長：9月17日が最終回となる。

○議長：他に質問はないか問う。

○中平一三：選挙についてお聞きしたい。全開の国政選挙の時に不在者投票というものと、記述前投票を行ったわけだが、合併後の選挙の時に選挙事務所は、伊野の本庁にしかないと思われるので、そういう投票は伊野へわざわざ来なくてはいけないという不便があるのではないかと思われるが、これは3町村でそれぞれ投票ができるという方法はあるのか、ないのか問う。それによって投票率が上がる、下がる。

選挙に対する人気は上がる、下がる。相当差があると思う。これが選挙に対する不信という人たちを招くというが、実は逆にそういう施設がないからいけないというように、投票者に不便をかけることが合併によってできるのではないかと心配をしているのだが、3箇所投票できるようにできるかできないか、またできるようになるものかお聞きしたいと思う。

○岡林総務課長（伊野町）：今までとおり、期日前投票になっても吾北1箇所、本川1箇所ということで、役場で期日前投票ができるようになる。投票所については従前の投票所を利用するという事になっているので、従来どおりの選挙ということになる。ただ、不在者投票から期日前投票になったということで告示日については、期日前投票ができないので、告示日の翌日から選挙の前日まで4日間ということになる。

○議長：他に質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：なしと認め、その他について終了する旨宣告する。

○議長：今日は3つの報告議案であった。いろんなご意見またご要望等もいただいた。報酬等については、皆さま方の意見を新たな特別職報酬審議会の委員さんにご報告をさせていただきたいと思う。なお、冒頭のあいさつの中で、事務局が一生懸命やってくれたのにそのご労苦をあいさつの中で抜かっていた。誠に事務局申し訳ない。だんだんと押し迫ってきているが、ますます10月1日に向けての事務的な処理をお願い申し上げまして、また委員の皆さま方には、暑い中のごさいますのでお体を御自愛されて次回またお会いすることをお願い申し上げ、閉会のごあいさつとする。第16回協議会の閉会を宣告する。

【5 閉 会 午後4時9分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成16年 8月 12日

議 長

堀 田 勉

署名委員

岡 林 富 男

署名委員

長 崎 讓